

平成二十二年十月二十六日受領
答 弁 第 六 二 二 号

内閣衆質一七六第六二号

平成二十二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の件に関する関係学会等における議論の内容については判断する立場になく、御指摘のように「是正を指導」することは考えていない。

二について

独立行政法人国立文化財機構に確認したところ、東京国立博物館においては、御指摘の重要文化財について、昭和三十七年三月に前所有者から寄贈を受けて以降、修復を行ったことはないとのことである。

三について

御指摘の「日本のやきもの」展においては、その名称の中に産地名や分類名を示す部分が含まれている文化財については、簡潔に、かつ、観覧者にとって分かりやすく表示する観点から、基本的にこれらの産地名や分類名を示す部分を区分して別に表示したところであり、御指摘の重要文化財についても同様に扱ったものである。

重要文化財の名称は、その指定に際して、当該重要文化財を特定するために付けられるものであり、博

物館における重要文化財の展示において指定に係る名称と異なる表示がされたとしても、当該重要文化財の特定に支障がない範囲であれば、特段の問題はなく、「日本のやきもの」展における御指摘の重要文化財の表示についても、特段の問題はなかったと考えている。